

(一社) 福井県商工会議所連合会

第 2 回米国関税措置対策補助金

米国関税の影響をふまえた自社の商品やサービス等の付加価値を高め
収益確保に取り組む事業者を支援します。

補助対象者	以下、全てに該当する方 ・商工会議所の会員で、福井県内に事業所を有する中小企業者および小規模企業者であること。 ・「パートナーシップ構築宣言」登録企業であること。 ・米国関税措置の影響を受けているまたは受ける見込みがある事業者であること。 ・付加価値を高めるための事業計画を商工会議所と一体となって作成していること。		
補助対象事業	バリューチェーン分析等を活用した、自社の商品やサービス等の付加価値を高める取り組み (例)・新たな製品、サービスの開発による他企業との差別化 ・製造から販売まで一元管理することによって短納期を目指す取り組み		
補助対象経費	建物費 / 機械装置・システム構築費 / 技術導入費 / 専門家経費 / 原材料費 / 外注費 / 産業財産等関連経費 / 会議費 / 広報費 / 印刷製本費 / 運搬費 / 研修費 / その他 (注) 補助対象経費については交付要領の別表 1 を必ずご確認ください		
補助率・ 補助上限額	補助率	補助上限額	対象要件
	2/3	200 万円	・米国関税措置の影響を受けているまたは受ける見込みがある事業者 ・付加価値額を毎年増加する計画を策定
申請期間	令和7年10月1日(水) ~ 10月31日(金)		
事業期間	令和7年10月1日(水) ~ 令和8年1月30日(金)		

提出書類	(1) 交付申請書 (様式第1) (2) 事業計画書 (別紙1) (3) 収支予算書 (別紙2) (4) パートナーシップ構築宣言の登録がわかる画面の写し (5) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 (6) 地方消費税の納税証明書 【法人の場合】証明書の種類「その3の3」 【個人事業主の場合】証明書の種類「その3の2」 (7) 決算関係書類 【法人の場合】直近一期分の決算書資料 (損益計算書、貸借対照表) 【個人の場合】直近の確定申告書(第一表、第二表) および収支内訳書(1・2面) または所得税青色申告決算書(1～4面)の写し 【本社が県外で県内に事務所がある事業者の場合】 支店登記されている現在事項全部証明書
提出方法	申請期間中に「郵送」にて提出してください(当日消印有効) ・書留やレターパックなど配達記録が残る方法でご郵送ください。 ・各地商工会議所の窓口へ直接持参・提出することはできません。 ・提出書類はA4サイズ縦、片面印刷で統一してください。 ・各申請書はホッチキスとめせずに封入してください。
提出先	〒918-8799 福井南郵便局留め 福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所補助金事務局 行
採択結果	審査会を経て 11 月下旬ごろに採択結果を各申請者に通知します
注 意 点	提出書類に不備がある場合は審査対象外となります。 お近くの商工会議所にて必ずご相談・ご確認いただいたうえで申請をしてください。
相談窓口	福井商工会議所 TEL:0776-33-8283 敦賀商工会議所 TEL:0770-22-2611 武生商工会議所 TEL:0778-23-2020 大野商工会議所 TEL:0779-66-1230 勝山商工会議所 TEL:0779-88-0463 小浜商工会議所 TEL:0770-52-1040 鯖江商工会議所 TEL:0778-51-2800

<収益力強化事業補助金事務局>
福井県商工会議所連合会 (福井商工会議所内)
電話 : 0776-33-8283 メール : keiei@fcci.or.jp



(要領・申請様式はこちら↑)